

令和元年度 第5回みなかみ町教育委員会会議録

1. 期日

令和元年11月28日(木)

2. 場所

中央公民館会議室

3. 出席者

田村義和教育長、鈴木長善教育長職務代理者、根津公安委員、利根川太郎委員、阿部剛委員

4. みなかみ町教育委員会会議規則第22条第3項による出席者の職名及び氏名

杉木隆司学校教育課長、河合博市生涯学習課長、本多太一学校教育課次長兼教育環境対策室長、入澤はるみ生涯学習課次長兼生涯学習係長、長谷川基管理主事兼指導主事、高橋輝学校教育課課長補佐兼学校教育係長、湯本昌宏学校教育課課長補佐兼教育環境対策係長

5. 開会(午後2時30分)

6. 日程第1 会期の決定及び会議録署名委員、及び書記の指名

会期は11月28日の1日限りと決定

鈴木教育長職務代理者が、会議録署名委員に根津公安委員を、書記に杉木隆司学校教育課長を指名

7. 日程第2 教育長報告

教育長が前回定例会以降の主な事業について報告

8. 日程第3 報告第5号 令和元年度末利根沼田地区教職員人事に関する基本方針について

教育長が基本方針について報告

(利根川委員)

学校により年代層の偏りが気になるので、バランスの良い人事をお願いしたい。また、校長と教頭と一緒に退職になる学校があるが、学校の経営が大変ではないかと思う。

(教育長)

へき地誓約があり、平坦地以外の学校は、他の教育事務所から異動してくる場合、新採から3年を経過した人が来ることになり、比較的若い先生が着任する。なるべくバランス良くなるよう考慮していただいているが、調整しきれない部分もある。バランス良く配置してもらえよう今後も交渉していく。校長と教頭の同時退職についても調整しているが、調整しきれない時ができてしまう。

9. 日程第4 報告6号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

事務局が報告を説明

質疑なし

10. 日程第5 議案第14号 平成31年度みなかみ町一般会計予算12月補正予算について

事務局が議案を説明

(利根川委員)

猿ヶ京の関所の件は、門を改修する工事なのか。

(事務局)

台風19号の影響により、門の扉が2枚外れたので、そのまま付け直そうとしましたが、支柱の基礎部分が腐食し危ないので改修工事をする事になった。

(利根川委員)

改修するなら、扉を付けず鳥居のような冠木門にしたほうが良いのではないか。

(事務局)

どこまでが文化財として指定を受けているのか。原型を変えて良いものなのか。担当と相談し検討させていただく。

(根津委員)

猿ヶ京地区には地域の保存団体があるのか。また、そういう団体が負担して整備を行うのか。

(事務局)

地元では、関所を活用していこうという動きが出てきた。保存会というのではなく、名胡桃城のような歴史ガイドの会にしたいと聞いているが、具体的になってはいない。

費用については、指定文化財なので、県が半額、町が半額の負担となる。

異議なく原案のとおり決定

11. 日程第6 議案15号みなかみ町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について

事務局が議案を説明

(鈴木教育長職務代理者)

変更点については、新入学児童生徒にかかる部分のみと理解したのでよろしいか。

(事務局)

はい。

(阿部委員)

スケジュールの説明があったが、毎年この会議で審議している事項の前倒しということか。

(事務局)

はい。ただ全てではなく、新入学児童生徒の新入学学用品費のみです。それ以外は通常どおり、新年度になった最初の会議で行います。

(利根川委員)

新入学生の支給額は年間でいくらになるのか。

(事務局)

小学1年生96,620円、中学1年生119,410円です。

(根津委員)

支給は3月と8月とあるが、2回に分ける理由は何か。

(事務局)

途中で転入する児童生徒が考えられるので、2回に分けた。なお、支給後に転出した場合は、返納していただく。

異議なく原案のとおり決定

12. 日程第7 議案第16号 みなかみ町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインの制定について

事務局が議案を説明

(利根川委員)

校内環境の事情等から、在校等時間記録ファイルを直接使用できない教員とは、具体的にどういうことか。

(事務局)

パソコンを立ち上げた時に勤務開始時間が記録され、閉じた時に終了時間が記録

されるが、機器に不具合があるときなどは、手書きで記入してもらう。

(利根川委員)

勤務時間から減じるとされる自己研鑽の時間とは、どういう場合のことか。

(教育長)

国のガイドラインのQ&Aでは、学校の中にはいるが、教材を研究するために本を読んだり、自分の資質を高めるために行う時間は勤務時間から除けるようになっている。

(利根川委員)

休憩時間を引くとあるができるのか。現実的には無理と思うが。

(教育長)

実際には難しいが、休憩は取らなければいけないし、取らせなければならない。

(利根川委員)

ガイドラインを重視して時間を制限すると、一番大事な教育の向上とか職責の向上にマイナスである可能性がある。事務局は学校側と良く話し合いながら進めてもらいたい。

(教育長)

国・県の流れであり、働き方改革を進めるうえでのガイドラインなので、これを意識しながら学校運営をしていきたいと思いますと働きかけをしていく。

異議なく原案のとおり決定

14. 閉会（午後3時45分）